ネーミングライツ事業の公募

独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館において、下記のとおりネーミングライツ事業者を公募する。

記

１．公募に付する事項

（１）対象施設等

本館前庭（東京都台東区上野公園１３番９号　東京国立博物館内）

（２）契約期間

令和９年４月１日から５か年以上１０か年以下を想定

（３）詳細

詳細については、東京国立博物館本館前庭ネーミングライツ事業募集要項（以下「募集要項」という。）に示す。

２．応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「風営法」という。）第２条に規定する営業を営む者及び当該営業に類する事業を行う者

（２）当館から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者

（３）行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

（４）一般に広くその存在が知れ渡り当館の品位を損なうおそれのある問題等を起こしている者

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある者

（６）貸金業法（昭和５８年法律第３２号。以下「貸金業法」という。）第２条第１項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和５６年法律第５９号）第２条第１項に規定する者を除く。）

（７）消費者金融、商品先物取引に関するもの、たばこの製造若しくは販売業（電子たばこ等を含む）又は賭け事に係る業種に属する事業を行う者

（８）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）第２条第２号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者

（９）公序良俗に反する事業を行う団体

（10）特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う団体

（11）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者

（12）国税、地方税等を滞納している者

（13）未成年者・被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（14）その他ネーミングライツ事業を実施する事業者等として適当でないと当館が認める者

３．応募方法等

（１）募集要項の配布

配布期間：令和８年１１月１６日（月）～令和８年１２月７日（月）（土日祝日を除く）

配布時間：午前９時００分～午後５時００分
（正午から午後１時００分を除く。）
配布場所：原則メールにて配布する。３．（３）宛に件名を「東京国立博物館本館前庭ネーミングライツ事業（応募者名）」とした配布希望メールを送ること。その他の配布方法を希望する者は別途３．（３）へ連絡すること。

（２）応募方法

応募に当たっては、ネーミングライツ事業申込書（以下「申込書」という。）、誓約書及び関係書類を提出すること。詳細については募集要項に示す。
提出期限：令和８年１２月１８日（金）午後５時００分
提出方法：３．（３）に電子データをメールで提出すること

（３）連絡先

担　当：東京国立博物館　経営企画室
電　話：０３－３８２２－１１１１
メール：keieikikaku_tnm@nich.go.jp

４．ネーミングライツ事業者の選定

提出された申込書、誓約書及び関係書類をもとに、ネーミングライツ事業選定委員会における審議を経て、当館館長が決定する。

５．契約の締結

ネーミングライツ事業者選定の後、申込書をもとに事業者と契約条件を調整した上で、ネーミングライツ事業に関する契約を締結する。

６．その他

（１）契約の条件

独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則及び契約情報公表に必要な事項に関する取扱のとおりとする。

（２）契約保証金

免除する。

（３）契約書作成の要否

要

（４）申込書の無効

本公募に示した応募資格を満たさない者の申込書は無効とする。

（５）提出された申込書は返却しない。

（６）本件に関するその他必要事項については、募集要項による。

上記、公募する。

令和８年１１月１６日

独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館
分任契約担当役　総務部長　竹之内　勝典